平成２５年（フ）第１８０号
さいたま市緑区大字大門2868番地20　アルカサール・アイダ９―102
債務者　阿部　洋嗣
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
京都市伏見区深草西浦町２丁目81番地　メゾンドプラトー202号、申立て時の住所京都市伏見区竹田中川原町37番地１　伏見林産ビルアパート６―４
債務者　山田　義之
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河田佳代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１６号
栃木県栃木市新井町405番地　セジュール田村Ｃ202、従前の住所栃木県下都賀郡壬生町落合２丁目12番７号　花ハイツ203号
債務者　坂田　義博（旧姓板橋）
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩間　光朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第５４号
兵庫県西宮市越水町８番13号
債務者　清家　俊一
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長城　紀道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５５号
兵庫県西宮市越水町８番13号
債務者　清家ヨリ子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長城　紀道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７７号
埼玉県上尾市大字原市３番地７
債務者　湯川　　聡
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２１５号
埼玉県蕨市塚越５丁目34番４号　ハイムコオリナ202号
債務者　田中登美男
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４１１号
札幌市豊平区美園２条８丁目１番19号
債務者　菅原　淑子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　　貢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５７７号
名古屋市緑区浦里５丁目86番地の10
債務者　竹内　大介
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　照平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３２１号
京都市右京区西京極畑田町10　パルテ西京極502号、申立時の住所京都市右京区西京極徳大寺団子田町38番地　グラン・コート西京極Ⅱ702号室
債務者　小森　弘市
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　容子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
京都市左京区上高野下荒蒔町６番地３　藤和宝ヶ池ホームズ212号
債務者　増田　敦士
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　哲生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２４５８号
名古屋市昭和区八事富士見1404番地　ＦＩＳ名古屋223号
債務者　皆川　和雄（旧姓阿部・山森）
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大杉　浩二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午前11時25分
5　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８７号
兵庫県西宮市北六甲台１丁目５番２号
債務者　木室　俊次
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月７日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８８号
兵庫県三田市ゆりのき台１丁目22番地２
債務者　木室　　誠
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月７日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３５０号
愛知県江南市藤ヶ丘７丁目１番地２　江南団地214棟201号
債務者　菱川　邦廣
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３７号
函館市八幡町16番11号
債務者　上森　政義
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３８号
函館市八幡町16番11号
債務者　上森　　忍（旧姓木屋）
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
函館地方裁判所